

# 社会的共通資本からみた村落共有林事業の役割

## ラオス中部における事例研究

森 朋也\*

The Role of Communal Forest Programs in Terms of Social Common Capital: A Case Study of the Central Area of Laos

MORI Tomoya\*

(Received September 24, 2021)

### 要旨

ラオスでは、土地・森林政策の一環として、村落の中に住民が共同で利用できる、村落共有林を法的に認可している。本論文では、宇沢弘文氏が提唱した「社会的共通資本」理論の視座から、その村落共有林が土地・森林政策に果たす役割について分析を行いたい。

### 1. ラオスにおける土地森林配分事業と村落共有林

東南アジアの一国であるラオスでは、1990年代から「土地森林配分事業 (Land Forest Allocation: 以下、LFA)」という土地・森林政策が実施されている。この政策では、土地、および森林や生態系を持続的に管理しつつ、同時に効率的な土地と資源の利用を通して農林業の生産性を向上させることを目的としている。

当初、社会主義国であるラオスでは、土地や森林を国民の共有財産と位置づけ、政府が中央集権的にその配分と管理を行ってきた。しかし、1980年代の「チンタナカーン・マイ (新思考) 政策」以降、ラオス政府は、経済において部分的な市場メカニズムを導入することになり、その一環として、土地の所有権は国家が有しながらも、その利用権を個人や法人に交付する政策に舵取りを変更することになる。この配分された土地においては、保有・利用・相続などの諸権利が認められるため、個々に効率的な土地・資源利用を行う経済的なインセンティブを付与することが期待されている。

LFAでは、行政の指導下で、村落の住民との協議を通して、土地の利用区分と境界線を画定していく。このゾーニング作業では、地域住民の意向や慣行を考慮に入れながら、土地と森林を保全・保護すべきものと生産活動に利用すべきものに区分される。

経済学の知見にもとづけば、土地と資源の財産権が定まれば、市場での人びとの自由な取引を通して、効率的な資源配分が達成されることが期待される。その一方で、利用区分を明確にすることは、住民の土地や資源へのアクセスや利用のあり方を制限する側面もある (河野、2008)。一連の森林政策には、焼畑を貧困と環境破壊の根源であるという政府の認識が反映されており (東、2010; 松本、2005)、住民を慣習的な生業から、より経済効率的な農業や工業に移行させて、国民経済を発展させたいという政府の思惑もあろう。

以上、LFAでは、政府による中央集権的な管理の下で、部分的に市場機構のメカニズムが導入されている。一方で、LFAには、住民参加という要素も含まれている。土地のゾーニングと配分の作業は、村落単位で行われ、その作業には前述したように住民も参加して協議が行われる。そして、配分された土地・森林の管理は、地域住民に委任されることになる。つまり、LFAは、市場経済・国家統制・住民参加という三つの要素を含んだ政策といえる。

しかし、名村 (2008) は、LFAを住民参加型の森林を制度的に認めている点については画期的な政策であると評価する一方で、その実施面での課題も指摘している。他の先行研究でも、現実に政策を実施する際には、行政が上意下達で決定される、あるいは一部の住民の意向だけが反映されるなど、全体としての住民の意向や生業が十分に反映されない、場合によっては無視されることが指摘されている (東、2009、2010、2016; 名村、2008)。

このような課題に対して、NGOやNPOのような「外部者 (よそ者)」が行政と地域住民の間を意見調整し、

\* 山口大学教育学部

森林のゾーニングや管理体制づくりの支援が行われてきた。そのような取り組みから、村落に共有地の利用権を付与することが法的に認可されようになった。このような法的措置の結果、後述するサントン郡の事例のように、村落で共同利用できる森林づくり、村落共有林事業（Communal Forest Programs）が実施されている。

これまでのLFAの研究としては、現地の視点から政策の問題点を明らかにする実証的なアプローチが多く取られてきた（東、2009、2010、2016；百村、2001；名村、2008；Namura and Inoue, 1998）。それらでは、林政学などの理論的な視座を背景に研究がなされているが、あまり明示的に理論的な枠組みを前面には出していない。一方で、森（2014a, 2014b, 2015a, 2015b, 2020）では、コモンズ論（Commons）、あるいは経済学におけるコモンプール財（Common Pool Resources: CPRs）の視点から理論的にアプローチしている。それぞれのアプローチは、ともに当該研究において重要なアプローチである一方で、比較的、理論的にアプローチしている研究は多くない。

そこで、本論文では、別の理論的なアプローチとして、宇沢弘文氏が提唱した社会的共通資本の視点から論じたい。社会的共通資本は、コモンズ論やコモンプール財と類似した議論ではあるが、より広範に資源管理のガバナンスを捉える理論である（井上、2009）。個別の地域における資源利用の実態を考慮しながらも、政策全体を評価する場合に、社会的共通資本の枠組みから考察することは意義がある。

以下、本論文では、社会的共通資本の理論的枠組み、および、社会的共通資本としての森林の社会的な役割について整理する。つぎに、ビエンチャン特別市サントン郡での村落共有林事業を社会的共通資本の視点から評価する。最後に、村落全体を「農の営み」という観点から捉えて、LFAに対して幾らかの課題を示唆したい。

## 2. 社会的共通資本と森林

社会的共通資本とは、「一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置を意味する」（宇沢、2000：4）概念である。さらに、宇沢（1994）は、社会的共通資本を分権的な市場機構の下で人びとの自由な経済取引が円滑に行われながらも、安定的な実質的所得の分配が達成されるための制度的諸条件と考えている。

具体的には、社会的共通資本は、土地と自然環境全般を含む「自然資本」、道路、上下水道、ガス、電力、通信施設、文化施設などの「社会的インフラ

ラクチャー」、および、教育、医療、金融などの「制度資本」に分類される。さらに、緒方（2010）によれば、社会的共通資本には、信頼、互惠的規範、人的ネットワークのような社会関係資本（Social Capital）も重要な要素の一つである。社会関係資本が蓄積されているほど、社会的共通資本の運営が円滑に行われる。

これらは、すべて、人びとが社会において豊かな営みを為す上で必要なものであり、市場機構の効率性という基準で取り扱われる、あるいは、私的な経済主体によって独占的に所有されるべきものではない。同時に、政府が規定した基準に従って中央集権的に管理されるべきものでもない。むしろ、このような社会的共通資本の管理・運営は、「たとえ私有ないしは私的管理が認められているような希少資源から構成されていたとしても、社会全体にとって共通の財産として、社会的な基準にしたがって」（宇沢、2000）行われるべきである。この宇沢の考えには、ソースティン・ヴェブレンの制度主義、さらにはジョン・デューイのリベラリズムの思想が反映されている。

さて、宇沢（1994、2000）、宇沢・花崎（2000）、宇沢等（2003）では、医療、教育、金融、都市などのさまざまな分野における社会的共通資本について考察を行っているが、本論文の目的から、以下では、社会的共通資本としての「森林」について焦点を絞って概説していく。

人びとの豊かな営みは、森林によってもたらされる多面的なサービスに物的にも精神的にも依拠している。例えば、広い意味での経済活動は、森林を基盤として営まれているといえる。森林は、直接的には、林産物のような物的生産物を供給する源であり、間接的には、水源涵養など環境保全機能を通して、農林水産業における生産基盤を形成している。また、森林が織りなす空間は、余暇におけるレクリエーションや学習の活動の場でもあり、地域社会の文化・芸術活動にも密接に結びついている。さらに、森林は、経済活動や文化芸術活動に寄与するだけでなく、汚染浄化や土砂崩れなどの自然災害の防止に寄与することから、安全な生活空間や快適な生活環境を形成する機能も持ち、加えて、気候システムの安定化や気候変動の緩和などの地球環境を保全する役割も持っている。

それらの多面的な機能を有する森林は、その管理・運営主体が誰であるかに関係なく、また、市場での取引を越えて、さまざまな便益サービスを人々に供給している。他方で、過度に利用されたり、あるいは十分に管理が行き届かなかつたりする場合、人びとに深刻な被害がもたらされる。このような正（負）の便益は、市場機構を介さずに社会全体にもたらされることから、経済学で

は、外部（不）経済と呼んでいる。

加えて、森林においては、その利用者間で相互に影響を与え合うような、外部不経済（消費の外部性）も存在する。森林が生み出す物的生産物は、社会全体の要望を満たすほどは存在しないために、その利用に関して何かしらのルールや基準がなければ、過大な競争状態、いわゆる「共有地の悲劇」に陥る。共有地の悲劇では、資源利用が混雑状態（Congestion）となり、利用者の行動が相互に負の影響を与え合い、誰しものが十分な便益を獲得することができない社会的ジレンマが描かれている。

以上のような外部性がゆえに、森林は、前述したような社会的な基準にもとづいて管理運営される必要がある。しかし、近代的な国家の下では、土地を分割して私有財産化を行い、市場機構での自由な取引に委任されるか、政府の統制下で一元的に管理されるかという二者択一的な政策がとられることが主である。これらの場合、経済効率性や国家が規定する画一的な基準によって土地や森林のあり方が決められる。

繰り返しになるが、社会的共通資本の視点から、森林の管理、運営を考えれば、森林が生み出す自然環境や生態系、そして、地域社会の中で培われてきた文化などの社会的な基準も踏まえらる必要がある。実際に、先ほど挙げた近代的な政策を用いずとも、伝統的に森林を持続的に利用、管理している地域社会の事例が世界各地で多く報告されている（Bromley, 1992；McCay and Acheson, 1987など）。このような研究成果にもとづいて、宇沢（1994：16）は、森林をはじめとする自然資本は、「その社会的管理組織として歴史的に形成された…『コモンズ』（共有地、入会地）の制度」によって管理、運営されるべきであると述べている。

コモンズ研究においても、コモンズとは、単に、人びとが共同で利用する自然環境だけを指すのではなく、その共同利用・管理に関する制度の総体（ガバナンス）も含めて捉えられてきた（三俣等、2008）。この点で、社会的共通資本論は、コモンズ論と類似した理論であるといえる。

一方で、前述したように、井上（2009）のような、コモンズ論と比べれば、社会的共通資本は、より広範な環境ガバナンスであるという見方がある。確かに、コモンズ論では、伝統的に地域社会に存在する自然環境や資源の利用、管理に関する諸制度や、伝統的な知恵や技術に着目した研究が多く、政府による地域社会の社会生態的な環境を無視したトップダウンの政策と対峙する。

社会的共通資本の研究では、「共通の財産」としての森林（自然資本）を管理する基礎に、「コモンズ」（制度資本）を位置づけて、同時に、いかに国民国家と市場経済システムを制約する制度的条件や政策を考えること

になる。本論文では、無碍に二つの理論を区別したいわけではないが、社会的共通資本をより広範な枠組みとして分析に用いたい。

### 3. サントン郡における村落共有林事業

本節では、筆者が2012年から2014年にかけて実施したビエンチャン特別市サントン郡N村での現地調査にもとに、村落共有林事業を社会的共通資本の視点から分析を行う。現地調査にあたっては、ラオス国立大学林学部にも協力していただいた。2013年11月には、全世帯に対して村落共有林の利用実態に関するアンケート調査を実施している。

以下では、村落の基本情報と村落共有林事業について述べたのちに、制度資本を中心に社会的共通資本の視点から村落共有林事業を分析していく。

N村の基本情報として、2013年11月のアンケート調査、2014年3月のインタビュー調査にもとづけば、人口が476人、世帯数が97世帯である。民族としては大多数がラオ族であり、その他にカム族やモン族も含まれている。また、村落の住民の68%が他の地域から移住してきた世帯である。その年代としては1990年から2000年代前半に多い。

N村は、オランダのNGOであるSNV（Stichting Nederlandse Vrijwilligers：英語訳ではFoundation of Netherlands Volunteers）の支援の下、2011年に村落共有林の利用権を獲得している。この背景については、フォレストパートナーシップ・プラットフォームのホームページに報告されている記事によれば、この事業は、もともとは、SNV、ラオス市民団体であるジェンダー開発グループ、世界自然基金（WWF）による開発事業の一環で行われたという。この事業は、竹林の持続可能な利用と竹細工生産による生計向上を目的として実施され、その事業が持続可能性なプロジェクトとなるために、SNVらは、竹林を含む森林の一部が村落共有林として登録させた。

N村の村落共有林の面積は、聞き取り調査によれば、約50haほどであり、村落全体の面積の約2%程度である。図1にあるように、住民の村落共有林の利用目的としては、主に、薪木や食糧という生活に必要な基本的な財の採取、建設材の採取、竹細工の資材の採取が多い。回答結果から、村落共有林は、竹細工生産のプロジェクト目的を越えて、住民の生活を支える役割があることが分かる。

では、現地調査から明らかになったN村におけるガバナンス（制度資本）を示していきたい。まず、村落共有林に関する制度資本は、もともと存在していた制度資本を基礎に形成されている点を述べておかなければなら

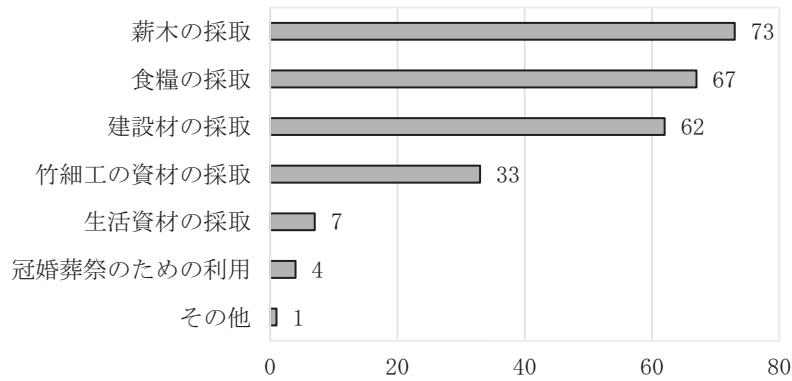


図1：村落共有林の利用目的（複数回答可）（N=92）

出所：森（2020）のデータをもとに作成。

表1：配分・監視・処罰のルール

ルール	詳細	
配分ルール	利用の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸高直径 20cm 以上の樹木の伐採は村長に利用を申請。 (20cm は 100,000kip/本、30cm 以上は 120,000kip/本を払う)</li> <li>・胸高直径 20cm 以下は 5 本まで無許可で伐採可能。</li> </ul>
	用途の限定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家消費に限定。</li> <li>・販売目的の採取は罰金。</li> </ul>
	採取場の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能性が低い箇所での採取は制限。</li> <li>*判断は SNV が行っていたが、将来的には森林担当が務めたいと検討中。</li> <li>*採取不可の箇所には目印として境界として木にバツ印をつけて村民にわかるようにしている。</li> </ul>
	運搬の制限	人力に限定。
	禁止器具	人力に限定。
監視ルール	自警グループ、防衛グループ、森林担当のメンバーが基本的に二ヵ月に一回の周期で実施。 *季節によって見まわる頻度が多少変更する。 *問題があれば、土地管理担当も参加する。 *自警団と防衛団から参加するメンバーはローテーションで決められる。	
処罰ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸高直径 20cm の無許可での伐採は一本につき 2,000,000kip、30cm は 3,000,000kip の罰金。</li> <li>・一年期の竹を無許可で伐採する場合、一本につき 5,000kip の罰金。</li> <li>・自家消費以外の竹の子の無許可で採取した場合、一本につき 5,000kip の罰金。</li> <li>* 違反者は、会議に呼び出され尋問を受ける。</li> </ul>	

出所：森（2014a、2020）を一部修正して引用。

い。ラオスにおいて、村落とは、郡の下位に位置づけられる地域単位であり、行政上で形成され、管理されている集団（行政村）である。それゆえ、ラオスでは、もちろん、自然環境や地理的状况、民族構成、文化資本などは、地域・村落ごとで異なるが、社会主義国という政治体制もあり、ある程度共通した村落構造や制度を持っている。以下では、一般的にラオスの村落でみられる社会構造として、政治的に定められた機能的組織とヌアイを説明し、あわせてN村での実態を報告する。

はじめに、前述したようにラオスの村落内には、一般的に、役割ごとに決められた機能的組織が設けられている。具体的には、村長と副村長によって構成されている

村落委員会、土地利用権の管理や土地税の徴収を行う土地管理担当、村落共有林を含めた森林管理を担う森林担当、村落内部の治安を守る自警グループ、村落外部からの脅威を監視する防衛グループ、女性グループ、若人グループ、老人グループが設置されている。

N村の場合には、前述したSNVらの支援によって竹細工生産者グループも作られている。これらのグループは、それぞれ、政治的につくられた機能的集団ではあるが、内部での人間関係やネットワークの形成に寄与している。少なくとも、N村においては、森（2014b）のネットワーク分析の結果、そのようなネットワークが形成されていることが明らかにされている。

つぎに、村落内には、ヌアイという隣組のような下位集団が存在している。N村では10のヌアイが存在する。ヌアイは、地理的に隣接した世帯でまとめられており、親類同士や同じ民族同士で構成されている傾向にある。ヌアイ内部では、農作業の労働交換や日常の贈与と交換や相互扶助も行われている。各ヌアイには、リーダーが選出されており、リーダーには村長と副村長が行き届かない人間関係の調整や決め事の伝達などの役割が任されている。ヌアイ内での揉め事の調整は、まず、ヌアイのリーダーが仲介に入り解決につとめることになっている。加えて、N村では、ヌアイのリーダーは、村落会議の前に村長と副村長内との話し合いに参加することになっており、村落運営にも少なからず関与している。

では、そのような既存のガバナンスのもとで、N村では、どのような村落共有林に関する制度資本が存在し機能しているのだろうか。本論文では、Ostrom (1990) や藪田 (2004) を参照に、住民の利用のあり方を規定する配分ルール、そのルールが順守されているか、植生の状態をモニタリングする監視ルール、ルールに違反した住民に対する処罰ルールをヒアリングした。

ルールの内容は、表1に整理されている。はじめに、配分ルールについて説明していく。N村では、材木や竹林を利用する場合には、まず、村長に許可を得なければならない。ただし、採取した資源は自家消費に限り、竹細工生産以外での販売目的の採取は禁止されている。材木を採取する場合、樹木の胸高直径が20cm以上の場合、一定の金額を支払うこととなっている。胸高直径が20cm以下については、5本までは無許可で伐採が可能である。ただし、採取の方法は、機械を用いずに人力で行われなければならない、技術的な制約を設けている。また、SNVが著しく植生状況や荒廃していると判断した箇所については、利用を制限している。森林担当は、将来的には自分たちでその判断ができるようにしたいと考えている。つまり、N村では村落共有林が過剰な利用とならないように、利用目的、利用量、技術、範囲をルールで制限していることがわかる。

監視ルールについては、大規模なモニタリングは、自警グループ、防衛グループ、森林担当のメンバーが基本的に二ヵ月に一回の周期で実施される。その他、自警グループの巡回によって、その中で大きな材木の伐採がないかもモニタリングされる。

処罰ルールは、表1に示されているように、基本的に無許可で村落共有林から資源を採取した場合に、罰金を支払うように規定されている。加えて、違反者は村落の会議で尋問を受けることになっている。共同体内の評判や信頼関係を配慮すれば、違反する心理的なコストは高い。このルールの存在することで、違反する動機を抑制

していると考えられる。

以上、N村では、村落共有林を管理、運営する組織とルールが制度資本として形成されていることが分かった。村落にもともと存在している政治的な機能的組織とヌアイという集団を基礎に、村落共有林に関連する森林担当や竹細工生産グループが形成されている。例えば、監視・処罰のルールには、自警グループや防衛グループなども参加している。このことは、既存のガバナンスに村落共有林に関する新たな制度がつけ加えられた、つまり、制度資本のストックが新たに蓄積されたことと理解できる。制度資本の蓄積量が増えることで、自然資本である村落共有林のストックが維持され、結果として、そこからもたらされる財・サービスの便益フローが持続的に住民に供給される。

つぎに、社会的インフラストラクチャーについて述べたい。村落共有林に関していえば、国立大学林学部のキャンプ施設と集会場を挙げたい。N村には、近くに国立大学の演習林があるので、学生の実習用のキャンプ施設がある。ときには、国立大学の教員や研究のために利用されることもある。このような施設があることで、定期的に外部から、森林に関する教育・研究機関が出入りすることで、間接的ではあるが、森林の持続可能性に対する住民の意識を高める役割もあろう。また、外部からの支援で建設された集会場は、議論の場を提供する点で重要なインフラストラクチャーである。

最後に、緒方 (2010) がいうように、社会的共通資本には、ハードな社会資本としてのインフラストラクチャーだけではなく、人間関係から生み出されるソフトな社会資本である社会関係資本も必要である。ここで、森 (2020) では、N村を含めたサントン郡で実施したアンケート調査から、社会関係資本が住民の森林管理への参加を促すことを実証的に明らかにしている。その分析にもとづけば、村落活動や冠婚葬祭のようなコミュニティ活動に積極的なほど、また、リーダーの信頼が厚いほど、村落共有林の管理に積極的に関与する傾向がある。

#### 4. 「農の営み」からみた土地森林政策

前節において、N村では、村落共有林（自然資本）は、地域住民のガバナンス（制度資本）によって管理、運営されており、国立大学林学部のキャンプ施設や集会場（社会インフラストラクチャー）と人々の人間関係（ソーシャルキャピタル）というハードとソフトの社会資本によっても支えられていることが明らかになった。

しかし、社会的共通資本としての森林を考えれば、村落共有林だけに着目するだけでは十分ではないかもしれない。森林の災害防止機能や大気安定化機能のような公益的な価値を考えれば、よりリージョナル・グローバル

な視点から広範なガバナンスを考える必要があるだろう。

また、LFAに関する先行研究（東、2009、2010、2016；百村、2001；名村、2008など）を考慮すれば、地域住民の資源利用というローカルなレベルにおいても、村落共有林以外の土地や自然環境についても視野を広げ、また、それらの複合的な利用も踏まえて考える必要がある。

例えば、東（2009、2016）によれば、LFAを通して、「農地」と「森林」が明確に区分されたことで、焼畑は、慣習的な生業を続けることができなくなり、また、自然との共存という持続可能性も失われている。焼畑では、「森林」に火入れを行った後に、陸稲などの作物が集団的に耕作される。慣習的な方法では、いくつかの土地で循環的に焼畑を行い、一度火入れした土地は十分に森林（二次林）が回復するまで休閑させる。その休閑期間においても、人びとは二次林から生活資材や食糧を採集している。つまり、人びとにとって焼畑が行われる土地は、「農地」と「森林」は区別された存在ではなく、一つの連続した「場所」なのである。

法律上では、人びとは、個人に割り振られた「農地」でしか焼畑を行うことが認められておらず、結果として、焼畑は、個人単位に固定化されたものとなり、また、その規模を縮小して短期的な循環周期で行わざるをえない。このような焼畑の方法では、土地の植生が十分に回復しないままに火入れを行わなければならない、次第に地力が低下して最終的に荒廃地となる。LFAによって、人びとが伝統的に培ってきた自然との共生の知恵や習わしは失われることとなる。

さらに、農村地域では、農業や林業のように何かしらの生業に専業している者は少なく、季節に応じて水田や森林から多くの恵みを獲得している。とくに、傾斜地の多いラオスでは灌漑用水が少なく、天水に依存した農業が主である。そのため、安定して農作物が獲得できず、とりわけ、雨が降らない乾季では、必要な食糧などの物資を農地以外の場所から獲得しなければならない。裏を返せば、人びとは天候による自然的なリスクに対応しているような知恵や習わしを持っている。つまり、人びとは、草原、森林、河川のように自然環境ごとに、それぞれのコモンスが形成されているというよりは、全体としてさまざまな利用が織り重なったコモンスが形成されていると考えるべきであろう。

このことを考慮すれば、LFAによって厳密に土地が区分されれば、住民のアクセスは制限されることになる。LFAによって配分された土地のみで生計を立てることになれば、リスクを分散することが難しくなる。また、土地ごとに、その肥沃度（生産性）は異なるだろうから、経済的な格差が固定される。この意味で、「村落共有林」

は、一種のリスクシェアリングやセーフティーネットとしての役割として機能する。一方で、それだけで以上の問題を網羅できているかといえは十分ではないだろう。

以上のような、地域共同体と自然環境との共生のあり方は、個人を一単位とした専門的な経済活動を基礎とするLFAのような近代的な政策では配慮されづらい。古来より、人類は、共同体を基盤として、自然から食糧、衣類、住居に必要な物資を獲得して生活してきた。それらの活動は、地域社会の構造や文化芸術の形成とも密接にかかわりを持ち、また、自然環境や生態系の循環の中で共存して行われていきた一つのコモンスである。

ここで、宇沢（2000）は、このような伝統的な人びとの自然への働きかけは、農業や林業という一つの産業としてではなく、「農の営み」という概念として社会的な基準から捉えられるべきであると述べている。この「農の営み」は、各農家という一経済主体ではなく、「農村」を一つの単位として運営される。ここでいう、「農村」とは、共有する資源を管理、運営する地域共同体のガバナンスを意味する。

もし、経済効率性だけを考えれば、自立した個々の経済主体（農家）が利己的な動機にもとづいて生産活動が行うことが好ましい。この際、共同体内部での慣習や贈与交換などの人間関係にもとづく交換よりも、市場を通してより安価な生産要素を購入し、機械化を進めることで労働を節約して資本集約的な生産が行われる。しかし、そのような社会では、効率性や利潤などの経済的基準が優先され、地域社会のもつ豊かな自然環境や人間関係は失われることになる。

もちろん、「農村」を一つの単位とするとした場合、地域共同体の持つ閉鎖的で排他的な負の側面が懸念されよう。その点は、宇沢（2000）も考慮しているおり、「農の営み」の運営体として、家父長制のような垂直的な集団ではなく、人びとによる一種のアソシエーションとして「農社」コモンスの構想を提唱している。この「農社」コモンス構想を具体化する取り組みとして、緒方（2014）は、持続可能な農林水産業と地域コミュニティのガバナンスを基礎と置いた「エコビレッジ（Eco-Village）」に着目しており、ベトナムの「生態村」を中心にアジアにおけるエコビレッジを分析している。

さて、以上の宇沢の「農の営み」や「農社」コモンスの構想からラオスのLFAを考察した場合に、どのような含意が得られるだろうか。これまで述べてきたように、LFAは、村落共有林事業のような取り組みはあるものの、全体としては個人単位に基礎を置く、政府主導の画一的な政策である。確かに、LFAでは、村落住民の参加が認められているが、実際には会議への出席などの限定的にしか参加できず、住民の意向が十分反映されない、ある

いは住民への理解が深まらないままに実施されていることが課題として指摘されている（東、2010）。

また、LFAの中で、政府は、山岳地域の焼畑農民に平地地域に移住するように促しており、別の地域に移住する世帯も多い。鈴木・安井（2002）では、すでにLFAが終えた村落に移住した場合には、十分に水田や農地の利用権を獲得できないことが報告されている。このような場合、ますます、村落内の経済的格差が問題として生じる可能性がある。

もし、以上のような課題が解決されないままに、上意下達式のLFAの下で、個人単位での土地・資源利用が進めば、地域共同体が培ってきた森林をはじめとする自然環境を持続的に管理するための知恵や慣習などのコモنزが喪失され、地域の自然環境と人びとの営みは持続不可能となろう。

以上、これまでの議論を基礎に考察すれば、村落共有林のような「共有地」の創出を通して形成されたガバナンスを基礎におき、自然環境や文化が持続されながらも、村落の人びとが豊かな生活が営めるだけの基本的な財・サービスを獲得できるような「農の営み」としての活動が求められる。

例えば、N村における村落共有林の竹林を利用した竹細工のような生産事業は、経済的格差を是正する効果が期待できる。加えて、村落内にマイクロファイナンスのような基金の仕組み（制度資本）は、地域の人びとの機会を広げる点で有効である。一般的に、途上国の農村部では、金融システムにアクセスすることが困難である。もちろん、その運営には専門的な知識や技術を持った人材が不可欠なために、その教育の仕組みも求められる。

この意味で、赤坂（2002）や東（2010、2016）が指摘するように、LFAのような「外部」の論理に飲み込まれずに、村落住民が十分に自発的に関与して、ガバナンスの形成していくためには、「外部者（よそ者）」としてのNGOや研究者の支援が果たす役割は大きい。政策や開発援助の中で、村落外部の論理や知識にもとづいて、設計された制度や組織が必ずしも成果を上げなかったり、あるいはプロジェクト終了後には維持されなかったりすることがしばしばある。「外部者（よそ者）」には、地域住民との「対話」を通して、共同体内部の論理を理解し、共同体にもともと存在する慣習や知恵を尊重し、それらをいかすような取り組みの必要性を政策立案者や開発事業主に説く役割がある。これは、井上（2004）が提唱するさまざまな主体が協働（コラボレーション）してコモنزを運営する「協治」の原理といえよう。

例えば、N村では、住民による森林の過剰な利用を憂いた僧侶が、その場所に寝泊まりして念仏を唱える小屋を建て、住民の利用をおさめたというエピソードがあ

る。村人の多くは仏教徒であるので、住民は信仰心から森林の利用を控えるようになったと理解できる。この他にも、精霊（ピー）が住むと呼ばれる精霊林や死者を祀る埋葬林など、ラオスには慣習的な森林との関わり方が存在する。

以上のように、住民の合意でつくられた成文化されたルール以外にも村落内には自然環境と共生していく習わしや知恵が制度資本として蓄積されている。LFAが持続可能性を持つためには、コモنزとしての慣習や知恵をいかに、社会的共通資本としての森林が管理されるべきである。ミクロの地域住民の営みを尊重しながらも、マクロの土地森林政策が維持されるためには、村落共有林のガバナンスを基礎とした住民参加型の管理、運営が有効であると考えられる。

## 5. むすびに

本論文では、宇沢弘文氏が提唱した「社会的共通資本」理論の視座から、その村落共有林の役割を分析し、さらに、土地森林配分事業の課題を考察した。その分析にあたり、ビエンチャン特別市サントン郡の現地調査にもとづいた分析の結果、村落共有林は、制度資本の下で地域住民によって運営され、また、その存在は地域住民の営みに対して、一定の役割を果たしていることがわかった。その一方で、村落共有林を越えて、村落全体の土地利用を考えた場合、市場機構の効率性に依拠した土地森林政策には、「農の営み」という点から幾らかの課題があることを示した。

本論文では、筆者の現地調査と先行研究を基礎に考察を展開したが、今後も別の地域での取り組みをケーススタディとして分析して、成果を積み重ねなければならぬだろう。また、そのようなケーススタディを比較分析するために、Ostrom（2007）が提唱する、Social Ecological System (SES)アプローチを利用した研究も必要となろう。それらの課題は別稿に譲りたい。

## 謝辞

本稿は、JSPS科研費19K20525、21H03677の助成を受けた成果の一部である。また、本研究にいただいた、ラオス国立大学林学部がこの場を借りてお礼を申し上げる。

## 参考文献

### （日本語論文）

- 赤坂むつみ（2002）「日本の市民による森林保全活動：社会主義国ラオスでの「外部者」の役割」井上真編『アジアにおける森林の消失と保全』地球環境戦略研究機関：292-308。
- 浅野悟史（2015）『ラオスの森はなぜ豊かになら

- ないのか：地域情報の抽出と分析』農林統計出版。
- ・ 井上真 (2004) 『コモンズの思想を求めて：カリマンタンの森で考える』岩波書店。
  - ・ 井上真 (2009) 「自然資源「協治」の設計指針：ローカルからグローバルへ」室田武編『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房：3-25。
  - ・ 宇沢弘文 (1994) 「社会的共通資本の概念」宇沢弘文・茂木愛一郎『社会的共通資本：コモンズと都市』東京大学出版会。
  - ・ 宇沢弘文 (2000) 『社会的共通資本』岩波書店。
  - ・ 宇沢弘文・國則守生・内山勝久編 (2003) 『21世紀の都市を考える：社会的共通資本としての都市』東京大学出版会。
  - ・ 宇沢弘文・花崎正晴編 (2000) 『金融システムの経済学：社会的共通資本の視点から』東京大学出版会。
  - ・ 緒方俊雄 (2010) 「社会的共通資本と共同体（生態村）ガバナンス」『中央大学経済研究所年報』中央大学経済研究所、第41号：1-35。
  - ・ 緒方俊雄 (2014) 「ベトナムの社会的共通資本と「生態村」」『企業研究』中央大学企業研究所、第22号：54-83。
  - ・ 河野泰之 (2008) 「動かない森、変転する森：ラオスの森林の一〇〇年誌」秋道智彌・市川昌広編『東南アジアの森に何が起っているのか：熱帯雨林とモンスーン林からの報告』人文書院：23-44。
  - ・ 鈴木基義・安井清子 (2002) 「ラオス・モン族の食糧問題と移住」『東南アジア研究』第40巻第1号：23-41。
  - ・ 名村隆行 (2008) 「土地森林配分事業をめぐる問題」横山智・落合雪野編『ラオス農村地域研究』、めこん：203-231。
  - ・ 東智美 (2009) 「森と農地を分断する『はかり』」『「はかる」ことがくらしに与える影響：東南アジア農村部を脅かす影の力』メコン・ウォッチ：29-64。
  - ・ 東智美 (2010) 「森林破壊につながる森林政策と「よそ者」の役割：ラオスの土地・森林配分事業を事例に」市川昌広・生方史数・内藤大輔編『熱帯アジアの人々と森林管理制度：現場からのガバナンス論』人文書院：66-84。
  - ・ 東智美 (2016) 『ラオスの焼畑民の暮らしと土地政策：「森」と「農地」は分けられるのか』風響社。
  - ・ 百村帝彦 (2001) 「ラオスにおける保護地域管理政策の課題：地域における実態を反映した実効性のある政策に向けて」『林業経済』第51巻第12号：22-33。
  - ・ 三俣学・森元早苗・室田武『コモンズ研究のフロンティア：山野海川の共的世界』東京大学出版会。
  - ・ 森朋也 (2014a) 「ラオス平地部におけるコモンプールの過剰利用と村落共有林事業：ビエンチャン都サントン郡の事例研究」中央大学『経済研究所年報』第45号：689-720。
  - ・ 森朋也 (2014b) 「平地ラオス村落における共有林管理のネットワーク分析：ビエンチャン都サントン郡ナポ村の事例研究」『国際公共経済研究』第25号：152-164。
  - ・ 森朋也 (2015b) 「ラオス平地部における村落共有林管理についてのコミュニティ・ガバナンス：コモンプール・アプローチと社会関係資本論の観点から」中央大学『経済学論纂』第55巻第3・4併号：163-188。
  - ・ 森朋也 (2020) 「ラオスにおける村落共有林のガバナンスと社会関係資本の関係性」『中央大学経済研究所年報』中央大学経済研究所、第52号：195-215。
  - ・ 薮田雅弘 (2004) 『コモンプールの公共政策：環境保全と地域開発』新評論。
- (英語文献)
- ・ Bromley, D., W. eds. (1992) *Making the Commons Work: Theory, Practice and Policy*, Institute for Contemporary Studies: San Francisco.
  - ・ McCay, B., J. and Acheson, J., M. eds. (1987) *The Question of the Commons: The Culture and Ecology of Communal Resources*, The University of Arizona Press: Tucson.
  - ・ Ostrom, E. (1990) *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, New York, Cambridge University Press.
  - ・ Ostrom, E. (2007) 'A diagnostic approach for going beyond panaceas,' *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, Vol. 104, No. 39: 15181-15187.
- (ウェブサイト)
- ・ フォレスト パートナーシップ・プラットフォーム「住民参加型森林管理・経営の制度・事例」<http://www.env.go.jp/nature/shinrin/fpp/communityforestry/index3-2.html> (最終アクセス、2021年9月23日)